

## 繁殖台帳Webシステムの紹介

今回、「繁殖台帳Webシステム」を紹介します。このシステムは、広島県下ではまだ利用開始となっていませんが、今後の牛群検定ツールとして非常に期待出来るものです。利用開始の準備が整い次第、皆様に検定組合(広酪)を通じて案内する予定であります。どうぞご期待下さい。

### 1 繁殖台帳Webシステム

どうしても、数字ばかりの「検定成績表」は分かりづらいものです。図表やグラフが分かり易いのですが、「検定成績表」という紙媒体としたものではどうしても限界があります。そこで、現在、急速に普及しているインターネットを利用して、毎月の検定記録を分かり易く加工して送信するシステムが「繁殖台帳Webシステム」です。(図)



毎月の牛群検定が終了すれば、その検定記録が自動的に反映し、インターネットで常に最新の検定記録を閲覧出来ます。データ入力を行わなくとも、繁殖カレンダー、体細胞グラフィックなど色々なグラフが準備されています。また、エクセルなどにダウンロードも可能です。

### 2 携帯電話でもシステム利用が可能

システムは、携帯電話でも利用可能です。牛舎内でのパソコン操作は難しいと思いますが、携帯電話ならば使用可能という酪農家は多いと思います。携帯電話で発情予定、分娩予定はもちろん疾病履歴や血統までも検索出来ます。牛コードが分からない場合であっても、耳標の牛個体識別番号を使用して検索することも出来ます。更には、授精師が授精を行った際に、その記録を携帯電話で本システムに送信すれば、牛群検定の検定員にも自動的に伝えられます。

### 3 検定加入していれば、利用は無料

このシステムは牛群検定に加入している酪農家であれば、誰でも無料で利用できる牛群管理システムです。また、本人同意が得られれば、情報分析センター、検定組合、獣医師、授精師等といった地域の酪農指導の中核をなす方々も同様に利用することができます。

プロモーションビデオを当団のホームページで紹介しておりますので、是非ともご覧下さい。

「家畜改良事業団」で「検索」または、<http://liaj.lin.gr.jp/japanese/cd/cd-info.html>

### 4 その他

中央畜産会が運営する「大家畜畜産経営データベース(牛群管理プログラム)」との相違点は次のとおりです。

- ①インターネットなので、いつでも最新情報の閲覧が可能(リクエスト不要)
- ②Webシステムなので、特定のソフトのインストールは不要
- ③授精や疾病等の入力データを牛群検定で利用可能(データの双方向)
- ④携帯電話等モバイルで利用が可能

この件の問い合わせは、岡山種雄牛センター(電話 0868-57-2475) 担当:小園)迄。

## 日本政策金融公庫農林水産事業からのお知らせ —その③①—

### 広島県の酪農家の皆様へ

このコーナーでは日本政策金融公庫から、酪農家の皆様の経営に役立つ情報を提供して参ります

### TOPIC 農業者が活用できる税制支援について

皆様の経営は昨年一年間いかがだったでしょうか。所得税や消費税等の申告作業中という方も多いと思います。そこで今回は、設備投資や農地取得等の際に農業者が活用できる主な税制支援をまとめましたので、経営のご参考にしていただければ幸いです。

設備投資の際に活用できる税制支援		
主な税制支援	対象者	支援措置の内容
農業経営基盤強化準備金	青色申告(複式簿記等で記帳)を行う認定農業者	農業経営改善計画等に従い、 ①農業者戸別所得補償制度などの交付金や補助金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できる ②5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できる (注)初めてこの特例の適用を受ける場合は、税務署に事前に届出を必要がある
設備投資の特例	中小企業等投資促進税制 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の特例 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	青色申告を行う農業者や中小企業者(常時従業員が1,000人以下) 農業者 農業者
		160万円以上の新品の機械等を取得し、農業の用に供した場合には、①30%の特別償却、②7%の特別税額控除のいずれかを選択適用できる 国又は地方公共団体等から固定資産の取得又は改良に充てるために補助金等の交付を受けた場合、原則として国庫補助金等の額に相当する額の範囲内で圧縮記帳が認められている 取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、原則として、取得価額を一括して全額必要経費又は損金に算入できる(特例に対象となる算入額の上限は年間300万円まで)

農地取得の際に活用できる主な税制支援		
主な税制支援	対象者	支援措置の内容
農業経営基盤強化準備金	青色申告(複式簿記等で記帳)を行う認定農業者	支援措置の内容は上記を参照 農用地を取得した場合も圧縮記帳できることがポイント
①登録免許税の特例 ②不動産所得の特例	意欲ある農集者	農用地利用集積計画を活用して農用地内での農地を買った場合には、①所有権移転のための登録免許税の税率が20/1000⇒8/1000に軽減される、②不動産所得税の課税標準の3分の1が控除される

その他活用できる主な税制支援		
主な税制支援	対象者	支援措置の内容
青色申告の特例	青色申告を行う農業者	農業者が青色申告で確定申告を行った場合、①専従者給与を全額必要経費に算入できる、②青色申告特別控除として所得金額から最高65万円を控除できる
農事組合法人の特例	農事組合法人	構成員に確定給与ではなく、従事分量配当又は利用分量配当を支払う農事組合法人については、①法人税について18%(又は22%)の軽減税率が適用される、②従事分量配当金又は利用分量配当金を損金に算入できる

※設備の導入や、長期運転資金等についてご相談があれば、お気軽に以下までご連絡ください(審査の結果によりご希望に添えない場合がございます)。

### (株)日本政策金融公庫 広島支店 農林水産事業

所在地:〒730-0042 広島市中区国泰寺町2-3-20  
TEL:082-249-9152 FAX:082-249-9102

○相談窓口も以下の場所で開催しております。

- 三次相談窓口(毎月第1、第3水曜日、3月は7日と21日) 場所:三次農業協同組合本店
  - 庄原相談窓口(毎月第1、第3木曜日、3月は8日と22日) 場所:庄原農業協同組合本店
  - 福山相談窓口(毎月第2金曜日、3月は9日) 場所:日本政策金融公庫福山支店
- ※予約制で開催しております。ご来店の際は事前にご連絡をお願いいたします。

JFC 日本政策金融公庫